

職員給与の状況

札幌市役所には、市民生活にかかわる各方面で、さまざまな仕事に携わっている多くの職員がいます。これらの職員には、従事する職務の内容に応じて給与が支給されています。今月号では、そのあらましを紹介いたします。

人件費・職員給与費

人件費とは、職員に支給される給与や各種手当のほかに、共済費（民間の社会保険料の使用負担分に相当するもの）や恩給などを含む広い範囲の費用の合計をいいます。

人件費のうち、職員に支給される毎月の給与や扶養手当などの各種手当と、民間の賞与に当たる期末・勤勉手当などの支給額とを合わせたものを職員給与費といいます。

給料・諸手当

個々の職員の給料月額、給料表によって決まります。

給料表には職種に応じて、行政職給料表、消防職給料表などがあり、それぞれの給料表は職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級と、各級において段階を定めた号俸から成り立っています。

特別職の報酬など

市長や助役、市議会議員などの特別職の給料・報酬月額

一般行政職の各級に占める職員の割合は【表3】、平成十三年四月一日現在の初任給は【表4】、平均給料月額【表5】、経歴年数別の平均給料月額は【表6】となります。

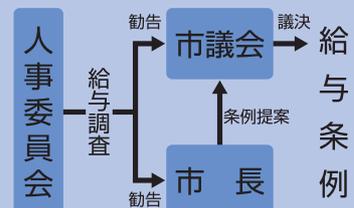
職員の給料は、一定の期間良好な成績で勤務したとき一号俸昇給します。勤務成績が特に良好である職員（年間15%程度）には、昇給までの期間を短縮する制度があります。また、給料のほか、一定の条件に当てはまる場合に、扶養手当や民間の賞与に当たる期末・勤勉手当など【表7】の手当が支給されます。

退職手当は、退職時の給料月額に、勤続年数と退職理由に応じて定められた【表8】の支給率を乗じて算出されます。

このページについてのお問い合わせは
職員部労務課 ☎211-2082へ

給与決定の仕組み

地方公務員の給与は、地方公務員法により、生計費、国やほかの地方公共団体の職員と民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされています。具体的には、人事・給与制度についての専門的な第三者機関である市人事委員会が、市内民間企業の給与実態などを調査し、その結果に基づいて市長と市議会に勧告を行います。これを受けて、最終的には市民の代表で構成する市議会の審議・議決を経て条例で定められます。



【表1】人件費の状況（一般会計決算）

区分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	12年度の 人件費率
13年度	千円 846,400,918	千円 124,246,912	% 14.7 (17.0)	% 14.9 (16.9)

注：1）人件費には、市長などの特別職に支給する給料などを含みます。
2）（ ）は政令指定都市の平均です。

【表2】職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 (C)	職員給与費				1人当たりの 給与費 (D/C)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当など	計 (D)	
13年度	人 12,117	千円 54,052,202	千円 17,304,310	千円 25,829,980	千円 97,186,492	千円 8,021

注：1）職員給与費【上表(D)】÷歳出総額【表1の(A)】=11.5%
2）職員給与費には退職手当を含みません。

【表3】一般行政職の級別職員割合の状況

(平成14年4月1日現在)

区分	1~3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職務	係員	主任	係長 主任	係長	課長	課長	部長	局長 部長
職員の割合	% 26.9	% 22.9	% 22.2	% 16.7	% 4.8	% 3.7	% 2.2	% 0.6
参考	1年前 (平成13年4月1日)	% 25.7	% 25.3	% 19.5	% 18.3	% 3.9	% 4.5	% 2.2

注：一般行政職とは、行政職給料表の適用される職員から税務や福祉などに携わる職員を除いたものです。

【表4】初任給の状況

(平成14年4月1日現在)

区分	札幌市		国		
	初任給	2年経過日	初任給	2年経過日	
一般行政職	大学卒	181,700円	197,000円	I種 184,200円 II種 174,400円	203,800円 188,900円
	高校卒	146,700円	157,900円	141,900円	151,800円

注：国家公務員の大学卒は、採用試験の区分によりI種とII種とに分かれています。

【表5】平均給料月額と平均年齢の状況

(平成14年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	374,846円	43歳7月